



# 和歌山市公報

令和8年（2026年）3月16日  
第1819号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 条 例 】

番号		ページ
2	アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・・・	(行政経営課) 3
3	和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	(国保年金課) 5
4	和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	(介護保険課) 11
5	和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	(障害者支援課) 14
6	和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	(保育こども園課) 17
7	和歌山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・	(保育こども園課) 18
8	和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	(中央卸売市場) 19
9	和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	(都市再生課) 21
10	和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例・	(建築指導課) 22
11	和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	(消防総務課) 23
12	和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	(企業総務課) 24

### 【 規 則 】

10	和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(スポーツ振興課) 25
11	和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(予防課) 26

### 【 告 示 】

57	公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書）・・・・・・・・・・	(介護保険課) 39
58	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・	(市民自治振興課) 40
59	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・	(環境政策課) 41
60	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 44
61	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 45
62	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 46
63	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・	(市民自治振興課) 47
64	公示送達（配当計算書）・・・・・・・・・・	(保険総務課) 48
65	令和8年度当初予算の要領・・・・・・・・・・	(財政課) 49
66	国土調査法の規定による地籍調査の実施・・・・・・・・・・	(地籍調査課) 50
67	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	(指導監査課) 51
68	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・	(指導監査課) 52
69	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・	(指導監査課) 53
70	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・	(指導監査課) 54

### 【 公 告 】

○	和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(まちなみ景観課) 55
---	--------------------------------------	--------------

○ 和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	56
○ 都市公園の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（スポーツ振興課）	57
○ 変更後の和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・	（農林水産課）	58
<b>【 教育委員会規則 】</b>		
1 和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	（教育政策課）	59
<b>【 農業委員会公告 】</b>		
○ 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（農業委員会事務局）	60
<b>【 企業局告示 】</b>		
10 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・	（企業総務課）	61
11 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・	（企業総務課）	62
12 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・	（企業総務課）	63
<b>【 企業局公告 】</b>		
○ 雨水出水浸水想定区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（企業総務課）	64

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市条例第2号

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（和歌山市職員給与条例の一部改正）

第1条 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第3項中「市庁舎」を「市役所」に改める。

（和歌山市印鑑条例の一部改正）

第2条 和歌山市印鑑条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成」に改める。

第14条中「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」を削る。

（和歌山市行政手続条例の一部改正）

第3条 和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第12条並びに第13条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第18条第2項第4号中「第3号」を「前3号」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第27条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「

同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

（和歌山市手数料条例の一部改正）

第4条 和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号中オを削り、カをオとし、キをカとする。

（和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正）

第5条 和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次」を「次の各号」に、「第3条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「定めるもの」を「定めるもの 第3条から前条までの規定」に改め、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項」を「又は第4条第1項」に、「除く。）」を「除く。） 第3条及び第4条の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 前2条の規定

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中和歌山市行政手続条例第14条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分を除く。）、同条に次の1項を加える改正規定、同条例第15条第1項の改正規定、同条例第21条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分を除く。）及び同条例第28条の改正規定は、令和8年5月21日から施行する。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市条例第3号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第7条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第7条の3第1号イ中「及び」の次に「高齢者医療確保法の規定による」を加え、「並びに」を「、」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「並びに子ども・子育て支援納付金」を加える。

第11条第1項第3号ア中「イ及び第11条の6の5において」及び「ウ及び第11条の6の5において」を「以下」に改める。

第11条の6中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第11条の6の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第11条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第11条の7第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第11条の11の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第11条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条、第15条の2の2、第15条の2の3及び第15条の2の4の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（和歌山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第15条の2の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第11条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定等）

第11条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第10条の規定は、前条の子ども・子育て支援納付金賦課額の算定において端数が生じた場合について準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第11条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第11条の12第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第11条の12第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるとこ

ろにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第11条の16 第11条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第14条第1項中「若しくは第11条の6の3」を「、第11条の6の3若しくは第11条の13」に、「、第15条の2の2第1項（同条第3項）」を「若しくは同条第6項各号に定める額、第15条の2の2第1項（同条第3項又は第4項）」に改め、「第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第15条の2の2第4項第1号（同条第6項）」を「同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に定める額若しくは第15条の2の4第1項」に改め、同条第2項中「若しくは第11条の6の3の額、第11条の8の額」を「、第11条の6の3、第11条の8若しくは第11条の13の額」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を加え、「第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第15条の2の2第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第15条の2の4第1項」に改める。

第15条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「、当該納付義務が発生した日」を「その発生した日とする」に改め、「次号及び第3号」の次に「並びに第6項」を加え、「（同法附則第33条の2第5項）」を「（地方税法附則第33条の2第5項）」に改め、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与

所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

7 第11条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第15条の2中「第9条から第11条の11まで及び前条」を「第9条第1項、第11条の6の4、第11条の9及び第11条の14並びに前条第1項（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項」に改める。

第15条の2の2第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の15」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の15第3項」と読み替えるものとする。

第15条の2の2に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第6項各号」と、「第11条」とあるのは「第11条の15」と、第6項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の15第3項」と読み替えるものとする。

第15条の2の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に、「（第5項）を」（第6項）に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「170,000円」と」の次に「、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「260,000円」と」の次に「、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保

険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第8条」とあるのは「第11条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の15」と読み替えるものとする。

第15条の2の3に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第8条」とあるのは「第11条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第6項各号」と、第7項中「第11条」とあるのは「第11条の15」と読み替えるものとする。

第15条の2の4を第15条の2の5とし、第15条の2の3の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

- 第15条の2の4 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第11条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第15条第6項、第15条の2の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第11条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条の15第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条の2、第11条の6、第11条の12から第11条の16まで及び第14条から第15条の2の4までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第4号

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例

和歌山市介護保険条例（平成12年条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の11第1項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第2条の13において同じ。）」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第2条の12 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アの規定の適用については、同条第6号ア中「（政令」とあるのは「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、政令」と、「得た額（」とあるのは「得た額とし、」と、「零とする。）をいう」とあるのは「零とする」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アの規定の適用については、同条第6号ア中「（政令」とあるのは「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、政令」と、「得た額（」とあるのは「得た額とし、」と、「零とする。）をいう」とあるのは「零とする」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アの規定の適用については、同条第6号ア中「（政令」とあるのは「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与

等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとし、政令」と、「得た額（とあるのは「得た額とし、」と、「零とする。）をいう」とあるのは「零とする」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第2条の13 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第26条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、和歌山市税条例第26条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、和歌山市税条例第26条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除

後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市条例第5号

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 自立生活支援用具の部盲人用はかりの項中「盲人用はかり」を「視覚障害者用はかり」に改め、同表在宅療養等支援用具の部電気式たん吸引器の項中「56,400円」を「62,000円」に改め、同部盲人用体温計（音声式）の項中「盲人用体温計（音声式）」を「視覚障害者用体温計（音声式）」に改め、同部盲人用体重計の項中「盲人用体重計」を「視覚障害者用体重計」に改め、同部盲人用血圧計の項中「盲人用血圧計」を「視覚障害者用血圧計」に改め、同表情報・意思疎通支援用具の部視覚障害者用読書器の項中「198,000円」を「248,000円」に改め、同部盲人用時計の項中「盲人用時計」を「視覚障害者用時計」に、「13,300円」を「13,900円」に改め、同表排せつ管理支援用具の部ストーマ装具（尿路系）の項中「11,600円」を「12,430円」に改め、同部ストーマ装具（消化器系）の項中「8,850円」を「9,460円」に改める。

別表第3 備考以外の部分を次のように改める。

#### 別表第3（第6条関係）

##### 地域活動支援センター事業

##### 第1 身体障害者デイサービス型

##### （1）単独型（基本型）

- ア 所要時間4時間未満
  - 区分1 372単位
  - 区分2 344単位
  - 区分3 318単位
- イ 所要時間4時間以上6時間未満
  - 区分1 622単位
  - 区分2 575単位
  - 区分3 530単位
- ウ 所要時間6時間以上
  - 区分1 807単位
  - 区分2 748単位
  - 区分3 689単位

##### （2）単独型（作業中心型）

- ア 所要時間4時間未満
  - 区分1 166単位

区分2 143単位

区分3 122単位

イ 所要時間4時間以上6時間未満

区分1 276単位

区分2 239単位

区分3 205単位

ウ 所要時間6時間以上

区分1 359単位

区分2 313単位

区分3 265単位

(3) 併設型（基本型）

ア 所要時間4時間未満

区分1 299単位

区分2 272単位

区分3 244単位

イ 所要時間4時間以上6時間未満

区分1 498単位

区分2 452単位

区分3 408単位

ウ 所要時間6時間以上

区分1 648単位

区分2 589単位

区分3 530単位

(4) 併設型（作業中心型）

ア 所要時間4時間未満

区分1 92単位

区分2 71単位

区分3 48単位

イ 所要時間4時間以上6時間未満

区分1 154単位

区分2 117単位

区分3 82単位

ウ 所要時間6時間以上

区分1 201単位

区分2 153単位

区分3 106単位

第2 知的障害者デイサービス型

(1) 単独型

ア 所要時間4時間未満

- 区分1 307単位
- 区分2 275単位
- 区分3 243単位
- イ 所要時間4時間以上6時間未満
  - 区分1 513単位
  - 区分2 459単位
  - 区分3 406単位
- ウ 所要時間6時間以上
  - 区分1 666単位
  - 区分2 597単位
  - 区分3 527単位

（2）併設型

- ア 所要時間4時間未満
  - 区分1 233単位
  - 区分2 201単位
  - 区分3 169単位
- イ 所要時間4時間以上6時間未満
  - 区分1 390単位
  - 区分2 335単位
  - 区分3 282単位
- ウ 所要時間6時間以上
  - 区分1 507単位
  - 区分2 437単位
  - 区分3 368単位

別表第3備考4中「42単位」を「45単位」に改め、同表備考5中「40単位」を「43単位」に改め、同表備考6中「54単位」を「58単位」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に決定する和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（次項において「地域生活支援事業条例」という。）第2条第7号に掲げる事業に係る給付について適用し、施行日前に決定した同号に掲げる事業に係る給付については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に提供された地域生活支援事業条例第2条第10号に掲げる事業に係るサービスに関する費用の給付について適用し、施行日前に提供された同号に掲げる事業に係るサービスの提供に関する費用の給付については、なお従前の例による。

（令和8年3月16日掲示済）

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第6号

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例

和歌山市立保育所条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同項第2号中「次号から第5号まで」を「次号及び第4号」に、「150円」を「100円」に改め、同項第3号中「及び第5号」を削り、「90円」を「100円」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市条例第7号

和歌山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第2条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）の規定（第1条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

（人権擁護）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（府令第2条第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権を擁護するため、特定乳児等通園支援事業所（府令第2条第4項に規定する特定乳児等通園支援事業所をいう。以下同じ。）ごとに人権擁護推進員を置かなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（災害対策）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、非常災害対策を推進するため、特定乳児等通園支援事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、非常災害の防止に関する計画を作成しなければならない。

（安全管理対策推進員の配置）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの安全管理対策を推進するため、特定乳児等通園支援事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

（食育推進員の配置）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、特定乳児等通園支援事業所ごとに食育推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第8号**

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項に定める取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。

第7条第2項及び第19条第2項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第54条に次の1項を加える。

- 3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第4条第2項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

別表第2卸売業者市場使用料の部青果部の款中「126円」を「296円」に改め、同表低温売場使用料の項を削り、同表仲卸業者市場使用料の部を次のように改める。

仲卸業者市場使用料	取扱高と平均取扱高が同額となる場合 又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の1,000分の3に相当する額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,964円
	取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,964円

別表第2事務所使用料の部を次のように改める。

事務所使用料	使用面積 1平方メートルにつき月額1,414円
--------	-------------------------

別表第2倉庫使用料の項及び買荷保管所使用料の項を削り、同表買荷保管積込所使用料の項及び加工所使用料の部を次のように改める。

買荷保管積込所使用料	使用面積 1平方メートルにつき月額
------------	-------------------

	1,809円
加工所使用料	使用面積 1平方メートルにつき月 額 1,029円

別表第2 近郊そ菜売場使用料の項及び福利厚生施設使用料の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2 卸売業者市場使用料の項から土地使用料の項までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

### 和歌山市条例第 9 号

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例の一部を改正する条例

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例（令和 4 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山市地域まちづくり施設大規模修繕等基金条例

第 1 条中「旧四箇郷保育所が」を「地域まちづくり施設（次の表に掲げる施設をいう。）が」に、「和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金」を「和歌山市地域まちづくり施設大規模修繕等基金」に改め、同条に次の表を加える。

施設名	所在
和歌山市旧四箇郷保育所	和歌山市加納 1 8 1 番地の 5
和歌山市旧中之島保育所	和歌山市中之島 1 4 9 6 番地

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 前項の規定により基金を処分する場合において、大規模修繕等を要する施設に係る寄附金として積み立てられた額及び当該施設に係る寄附金に関する運用益金の合計額を超えて処分してはならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 1 6 日 掲 示 済）

和歌山市公報（第1819号） 令和8年（2026年）3月16日

和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第10号

和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成4年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「特定用途に」を「特定用途（共同住宅を除く。）に」に、「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

第5条中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市条例第11号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を」を削り、「第2号」を「第1号」に、「383円」を「433円」に、「第3号」を「第2号」に、「第6号」を「第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第12号**

和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第47号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市公報（第1819号） 令和8年（2026年）3月16日

和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和8年3月12日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第10号**

和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山市立市民スポーツ広場条例の一部を改正する条例（令和7年条例第13号）の施行期日は、令和8年3月17日とする。

（令和8年3月12日揭示済）

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第11号

和歌山市火災予防規則の一部を改正する規則

和歌山市火災予防規則（昭和37年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書」を「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」に改め、同項第5号中「道路工事又は占用届出書」を「道路工事届出書」に改め、同項第6号中「露店等開設届出書」を「露店等の開設届出書」に改める。

第15条第1項中「少量危険物等貯蔵・取扱届出書」を「少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱届出書」に改め、同条第3項中「少量危険物等貯蔵・取扱廃止届出書」を「少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書」に改める。

第10号様式から第10号様式の6までを次のように改める。

第10号様式（第13条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎  
を發するおそれのある行為の 届 出 書

年 月 日	
(宛先) 和歌山市 消防署長	
届出者 住所	
(電 話      -      -      ) 氏名	
発 生 予 定 日 時	自 至
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※受 付 欄	※経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 発生予定日時を変更したときは、その旨を連絡すること。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

第10号様式の2（第13条関係）

煙火 打上げ  
仕掛け 届出書

年 月 日	
(宛先) 和歌山市 消防署長	
届出者 住所	
(電 話      -      -      ) 氏名	
打上げ 仕掛け 予定日時	自 至
打上げ 仕掛け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打上げに直接 仕掛け 従事する責任者の氏名	
※受 付 欄	※経 過 欄

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 打上げ、仕掛けの場所の略図を添付すること。

第10号様式の3（第13条関係）

## 催物開催届出書

				年 月 日
(宛先) 和歌山市 消防署長		届出者 住所		
		(電話 - - )		
		氏名		
防火対象物	所在地			
	名称		本来の用途	
使用箇所	位置	面積	客席の構造	
			m <sup>2</sup>	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
使用目的				
使用期間		開催時間		
収容人員		名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	
防火管理者氏名				
その他必要な事項				
※受付欄		※経過欄		

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第10号様式の4（第13条関係）

水道断水届出書

年 月 日	
(宛先) 和歌山市 消防署長	
届出者 住所	
(電話 - - ) 氏名	
断水予定日時	自 至
断水区域	
工事場所	
理由	
現場責任者氏名	
※受付欄	※経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断水区域又は減水区域の略図を添付すること。

第10号様式の5（第13条関係）

## 道路工事届出書

年 月 日	
(宛先) 和歌山市 消防署長	
届出者 住所	
(電話 - - ) 氏名	
工事予定日時	自 至
路線及び箇所	
工事内容	
現場責任者氏名	
※受付欄	※経過欄

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 期間を変更したときは、その旨を連絡すること。
- 4 該当する口には、レ印を記入すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 工事又は占用を行う区域の略図を添付すること。

第10号様式の6（第13条関係）

## 露店等の開設届出書

年 月 日			
(宛先) 和歌山市 消防署長			
届出者 住所			
(電 話      -      -      ) 氏名			
開 設 期 間	自      年      月      日 至      年      月      日	営 業 時 間	開始      時      分 終了      時      分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	(電 話      -      -      )		
※受 付 欄		※経 過 欄	

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。

第12号様式及び第12号様式の2を次のように改める。

第12号様式（第15条関係）

少量危険物 貯蔵 届出書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日			
(宛先) 和歌山市 消防署長  <div style="text-align: center;">届出者 住所</div>  <div style="text-align: center;">(電話 - - ) 氏名</div>			
貯蔵又は取扱い の場所	所在地		
	名称		
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量
			一日最大 取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の概要			
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設備の概要			
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の概要			
貯蔵又は取扱いの 開始予定期日又は 期間			
その他の 必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第12号様式の2（第15条関係）

少量危険物 貯蔵 廃止届出書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
(宛先) 和歌山市 消防署長				
届出者 住所				
(電 話      -      -      ) 氏名				
貯蔵又は取扱い の場所	所在地			
	名称			
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大 取扱数量
貯蔵又は取扱方法 の概要				
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設備の概要				
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の概要				
廃止年月日	年      月      日			
廃止理由				
※受付欄			※経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の和歌山市火災予防規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和8年3月16日揭示済）

和歌山市告示第 5 7 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 3 月 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 7 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 7 年度第 9 期の納期は、 令和 8 年 3 月 1 3 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 8 年 3 月 3 日 掲 示 済)

和歌山市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月4日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和8年3月4日掲示済）

和歌山市告示第59号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
明友産業株式会社 和歌山工場  
工場長 西口 忠晴
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
明友産業株式会社 和歌山工場  
和歌山市小雑賀3丁目4番71号
- (3) 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第46号ニに掲げる廃ガス洗浄施設
- (4) 特定施設に関する事項  
新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり
- (5) 汚水等の処理に関する事項  
別表第2のとおり
- (6) 排出水の汚染状態及び量  
別表第3及び別表第4のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
令和8年3月5日から令和8年3月26日まで
- (2) 場所  
和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第46号ニ 廃ガス洗浄施設		
構造	排ガス洗浄		
能力	4 m <sup>3</sup> /min		
1日当たりの使用時間	1時間		
使用の季節的変動の有無	発煙硫酸納入時		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大
		pH	6.2
	BOD (mg/L)	0.7	1.3
	COD (mg/L)	1.8	2
	SS (mg/L)	0.5	0.5
	全窒素 (mg/L)	0.01	0.03
	全リン (mg/L)	0.002	0.002
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)	0.1	0.2	
備考	公共下水へ排除		

別表第2 汚水等の処理に関する事項

区分	既設				
施設名	Mo.8 中和槽				
構造	コンクリート・内面耐酸モルタル				
主要寸法	W4, 460×D1, 800×H1, 500				
能力	9.2 m <sup>3</sup>				
処理の方式	中和処理				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前
	pH	7.3	7.3	1	6.0～8.0
	BOD (mg/L)	100	100	200	200
	COD (mg/L)	30	30	50	50
	SS (mg/L)	10	10	18	18
	T-N (mg/L)	0.37	0.37	2.30	2.30
	T-P (mg/L)	0.51	0.51	0.51	0.51
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	221	221	291	291	

別表第3 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	No.1 排出口		No.2 排出口	
		通常	最大	通常	最大
	pH	7.3	6.0～8.0	7	7
	BOD (mg/L)	100	200	1	3
	COD (mg/L)	30	50	1	1.2
	SS (mg/L)	10	18	0.5	0.5
	T-N (mg/L)	0.37	2.3	0.75	1.05
	T-P (mg/L)	0.51	0.51	0.045	0.054
排出水の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	221	291	110	130	
備考	工程排水(下水道に排除)		冷却水(和歌川に放流)		

別表第4 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	No. 3 排出口		No. 4 排出口	
		通常	最大	通常	最大
pH		—	—	7	7
BOD (mg/L)		—	—	1	3
COD (mg/L)		—	—	1	1.2
SS (mg/L)		—	—	0.5	0.5
T-N (mg/L)		—	—	0.75	1.05
T-P (mg/L)		—	—	0.045	0.054
排出水の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		10	10	380	460
備考		生活排水(下水道に排除)		冷却水(和歌川に放流)	

(令和8年3月5日揭示済)

和歌山市告示第60号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年3月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月21日及び同月27日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月19日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月17日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年3月5日揭示済)

和歌山市告示第61号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年3月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び大新公園	令和8年2月19日、同月20日、同月24日及び同月27日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年3月5日揭示済)

和歌山市告示第62号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月5日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年3月6日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和7年11月22日及び同月26日	令和7年12月4日
J R和歌山駅東口周辺自 転車等放置禁止区域	令和7年11月20日	令和7年12月5日
和歌山市内一円市道上及 び無料駐輪場	令和7年11月19日及び同月28日	令和7年12月5日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和8年3月5日掲示済)

和歌山市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月9日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和8年3月9日掲示済）

**和歌山市告示第 64 号**

配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき配当計算書（謄本）は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 3 月 12 日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和 8 年 3 月 12 日 揭示済）

和歌山市告示第65号

令和8年3月13日市議会定例会において議決された令和8年度当初予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

（令和8年3月16日揭示済）

**和歌山市告示第66号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 事業計画が定められた年月日 | 令和8年3月2日                                |
| 2 調査を実施する者の名称   | 和歌山市                                    |
| 3 調査地域          | 船所の一部<br>加納の一部<br>松島の一部                 |
| 4 調査期間          | 令和8年3月2日から令和9年3月31日まで<br>(令和8年3月16日揭示済) |

## 和歌山市告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30601 91032	株式会社心和	訪問看護心和 和歌山市雄松町1丁目 61番地1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年2月28日
30701 13778	社会福祉法人榎の木福 社会	榎の木ケアステーション訪問介護 和歌山市栗栖273番 地16	訪問介護	令和8年2月28日

(令和8年3月16日掲示済)

和歌山市告示第68号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 13778	社会福祉法人榎の木福祉会	榎の木ケアステーション訪問介護 和歌山市栗栖273番地16	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和8年2月28日
30715 00759	有限会社優心の郷	サンライズケア優心 和歌山県有田市糸我町西496-1	予防給付型通所サービス	令和8年2月28日
30A01 00067	合同会社HYT	タイガー健康くらぶ 和歌山市栗14番地4 タイガー健康くらぶ	短時間型通所サービス	令和8年2月28日

(令和8年3月16日揭示済)

## 和歌山市告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第53条第1項本文及び第54条の2第1項本文による指定をしたので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91784	照隅社株式会社	訪問看護Re:TA 和歌山市神前236番地の1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年3月1日
30601 91792	社会福祉法人樫の木福祉会	訪問看護るる 和歌山市和田729番地8	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年3月1日
30601 91800	株式会社生活応援D o	訪問看護ステーションらいふこーる 和歌山市松江北3丁目5-1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年3月1日
30701 15351	株式会社A&C o.	ケアプランセンターこうざき 和歌山市神前182-1	居宅介護支援	令和8年3月1日
30701 15369	医療法人藤民病院	ケアプランセンターあきば 和歌山市塩屋3-6-2	居宅介護支援	令和8年3月1日
30701 15377	リトルバード株式会社	リトルバード紀三井寺訪問入浴センター 和歌山市紀三井寺740-1	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	令和8年3月1日
30701 15385	株式会社あすなる	あすなるプラン 和歌山市久保丁2丁目32番地	居宅介護支援	令和8年3月1日
30901 01977	合同会社HYT	リハビリデイサービスぬくもり 和歌山市楠見中187-3	地域密着型通所介護	令和8年3月1日
30901 01985	社会福祉法人安原福祉会	あいの里悠々 らいふ 和歌山市松原306番地の1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	令和8年3月1日

(令和8年3月16日掲示済)

## 和歌山市告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30718 01025	株式会社repos	ヘルパーステーション みかん 和歌山県岩出市吉田3 17番地の8	予防給付型訪問サ ービス 生活支援型訪問サ ービス	令和8年3月1日
30901 01977	合同会社HYT	リハビリデイサービス ぬくもり 和歌山市楠見中187 -3	予防給付型通所サ ービス	令和8年3月1日

（令和8年3月16日掲示済）

公告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月6日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地区画整理事業の名称  
和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
和歌山市
- 3 施行地区  
和歌山市黒田の一部  
和歌山市納定の一部  
和歌山市吉田の一部  
和歌山市太田の一部
- 4 事業施行期間  
昭和50年1月17日から令和10年3月31日まで
- 5 事務所の所在地  
和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所
- 6 事業計画決定の年月日  
昭和50年1月9日
- 7 変更の年月日  
令和8年2月20日

（令和8年3月6日揭示済）

公告

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業の変更事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 5 5 条第 1 3 項において準用する同条第 1 0 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 1 条の 2 の規定より、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 縦覧場所

和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所都市建設局都市計画部まちなみ景観課内

2 縦覧時間

和歌山市の休日を定める条例（平成元年 1 2 月 2 1 日条例第 6 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日以外の日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

（令和 8 年 3 月 6 日揭示済）

公告

和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）第15条の2の規定に基づき、都市公園の区域を次のとおり変更したので公告する。

令和8年3月12日

和歌山市長 尾花正啓

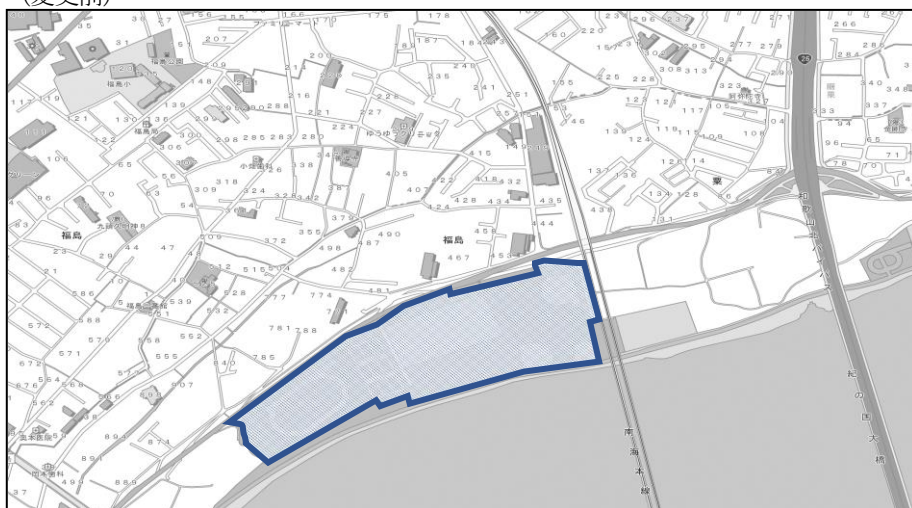
- 1 変更日（供用開始日） 令和8年3月17日
- 2 名称及び位置 別表のとおり
- 3 区域 別図のとおり

別表

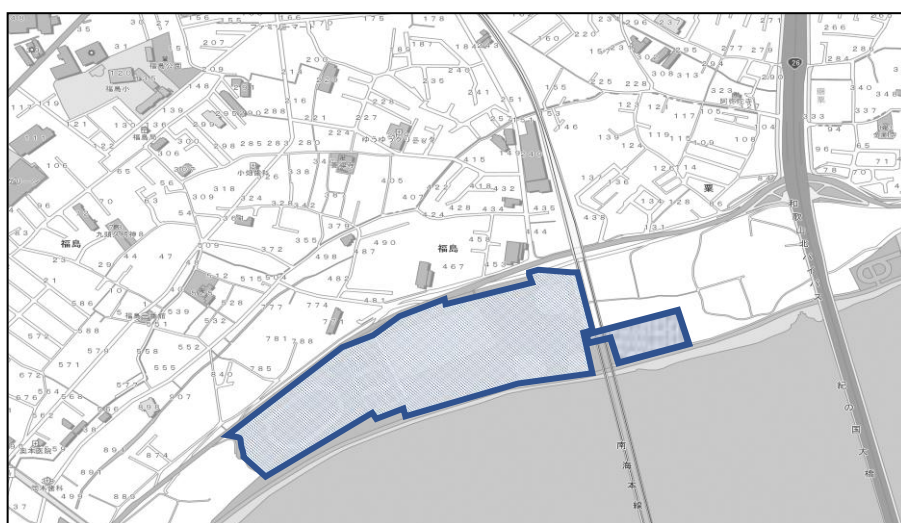
名称	位置
市民スポーツ広場	和歌山市福島796番地

別図

(変更前)



(変更後)



(令和8年3月12日揭示済)

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和8年3月12日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和8年3月12日

和歌山市長 尾花正啓  
(令和8年3月12日揭示済)

和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月9日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第1号

和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市コミュニティセンター条例施行規則（平成3年教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項のただし書を削る。

第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 電子申請を用いた場合における前項の規定の適用については、同項中「休館日以外の日の9時から19時30分まで」とあるのは、「12月29日から翌年1月3日までを除く日の9時から21時まで」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月9日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年3月5日

和歌山市農業委員会  
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和8年3月10日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (7) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- (8) 非農地通知について

(令和8年3月5日揭示済)

## 和歌山市企業局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和8年3月6日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市小雑賀648番地6 アビコ設備 代表者 安彦 勝利	アビコ設備	和歌山市小雑賀648番地6	平成13年7月23日	第327号
和歌山市松江北4丁目4番14号 金岡設備 代表者 金岡 展也	金岡設備	和歌山市松江北4丁目4番14号	平成13年6月25日	第322号
和歌山県海草郡紀美野町下佐々250番地1 T・Y設備 代表者 雪野 哲五	T・Y設備	和歌山県海草郡紀美野町下佐々250番地1	平成12年12月11日	第306号
和歌山市鳴神757番地30 株式会社藤宗設備 代表取締役 藤宗 隆士	株式会社藤宗設備	和歌山市鳴神757番地30	平成13年5月29日	第317号
和歌山市納定51番地60 ヤマヨシ電機 代表者 山本 善隆	ヤマヨシ電機	和歌山市納定51番地60	平成12年4月13日	第284号
大阪府岸和田市積川町286番地の5 株式会社上田設備工業所 代表取締役 上田 博之	株式会社上田設備工業所	大阪府岸和田市積川町286番地の5	平成13年8月16日	第332号
和歌山市園部841番地の1 有限会社ミヤモト設備工業 代表取締役 宮本 晴雄	有限会社ミヤモト設備工業	和歌山市園部841番地の1	平成12年8月4日	第299号

(令和8年3月6日揭示済)

**和歌山市企業局告示第11号**

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和8年3月10日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

指 定 番 号	第584号
変 更 年 月 日	令和8年2月25日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	株式会社宮井組	
営 業 所 所 在 地	和歌山市作事丁13番地	
代 表 者 氏 名	代表取締役 宮井 俊明	代表取締役 山田 啓之

(令和8年3月10日揭示済)

**和歌山市企業局告示第12号**

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和8年3月10日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指 定 番 号	第943号
変 更 年 月 日	令和8年2月25日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	泉鋼管工事株式会社 和歌山本店	
営 業 所 所 在 地	和歌山市次郎丸30番地	
代 表 者 氏 名	代表取締役 泉 寛	代表取締役 泉 匡

(令和8年3月10日揭示済)

公 告

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の2第2項の規定により、和歌山市公共下水道全体計画区域における雨水出水浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、その関係図面は、和歌山市企業局下水道部下水道企画建設課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

（令和8年3月11日揭示済）